

新規上場申請のための四半期報告書

株式会社Synspective

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2024年11月14日

【四半期会計期間】 第7期第1四半期(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)

【会社名】 株式会社Synspective

【英訳名】 Synspective Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 新井 元行

【本店の所在の場所】 東京都江東区三好三丁目10番3号

【電話番号】 03-6811-1355(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部ゼネラルマネージャー 志藤 篤

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区三好三丁目10番3号

【電話番号】 03-6811-1355(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部ゼネラルマネージャー 志藤 篤

目 次

	頁
第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	1
第2【事業の状況】	2
1【事業等のリスク】	2
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	2
3【経営上の重要な契約等】	5
第3【提出会社の状況】	6
1【株式等の状況】	6
2【役員の状況】	18
第4【経理の状況】	19
1【四半期連結財務諸表】	20
2【その他】	27
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	28
四半期レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第 7 期 第 1 四半期 連結累計期間
会計期間		自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日
売上高	(千円)	512, 093
経常損失 (△)	(千円)	△396, 679
親会社株主に帰属する四半期純損失 (△)	(千円)	△398, 025
四半期包括利益	(千円)	△398, 517
純資産額	(千円)	7, 972, 100
総資産額	(千円)	11, 920, 586
1 株当たり四半期純損失 (△)	(円)	△803. 73
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	(円)	—
自己資本比率	(%)	66. 9

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第 1 四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、前連結会計年度まで6期連続で営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

この主たる要因は、衛星データ事業において、衛星の製造及び打上げに伴う大規模な先行投資が必要であり、投資回収までに期間を要するためであります。

ただし、「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1)財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおり、当期においては当該重要事象等を解消するための事業計画を実施しております。また、株式市場からの増資や銀行からの融資等を通して、資金調達手段の確保・拡充・多様化を図っております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、四半期連結財務諸表への注記は記載しておりません。

当社グループは「この世代で、人類の経済活動を、地球環境と資源を考慮した持続可能なものにする」ため、衛星星座により全球の環境・経済活動を可視化し、解析できるアナリティクスプラットフォームの構築と、持続可能な社会・経済活動を阻害する恐れのあるリスクを特定・評価し、専門性を持つパートナーとともにソリューションの開発・実装を行っております。当社グループは地球上で起こる災害や異変に対して、数十分から1時間以内にその分析結果を顧客に届けることが可能な、30機以上からなるSAR衛星星座と解析ソリューションサービスの提供を目指しております。

当社グループはこのミッションを実現するため、自社SAR衛星「StriX」の星座の衛星機数を増やし、継続的なデータ販売で堅実に収益を積み上げつつ、SAR衛星が強みを持ち、かつ社会的関心度が高いインフラ開発と災害リスクマネジメント、資源エネルギー開発を軸に解析ソリューションのラインナップを拡大して新規衛星データ市場を開拓してまいります。

現在は「StriX-2」および「StriX-4」の製造を進めており、将来号機についての機器調達も本格化しております。小型SAR衛星の量産体制について、2024年以降に6機、2020年代後半には30機の小型SAR衛星星座構築のため、自社による製造拠点の開設準備を進めております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。なお、当社グループは、前第1四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期連結累計期間との比較分析は行っておりません。

(1)財政状態の状況

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べて605,642千円増加し、11,920,586千円となりました。その主な要因は、小型SAR衛星部品等の購入により、現金及び預金が1,015,279千円減少した一方、売掛金及び契約資産が543,132千円、小型SAR衛星部品等の購入・観測衛星稼働により建設仮勘定から観測衛星へ振替処理をした結果、衛星（純額）及び建設仮勘定が合計986,208千円増加したことによるものであります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて504,180千円増加し、3,948,486千

円となりました。その主な要因は、長期借入金が多額ローン契約について変更契約を締結したため、1年内返済予定の長期借入金から振替分91,500千円、新規借入したことにより420,000千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産の残高は、前連結会計年度末に比べて101,462千円増加し、7,972,100千円となりました。その主な要因は、親会社株主に帰属する四半期純損失398,025千円を計上した一方、新株式申込証拠金が499,980千円増加したことによるものであります。なお、欠損金の解消および財務体質の健全化を目的に、資本剰余金を1,559,650千円減少させ、同額を利益剰余金に振り替え、欠損填補を行っております。

(2) 経営成績の状況

当第1四半期連結会計期間における我が国の経済は、前連結会計年度に引き続き、ロシア連邦によるウクライナ侵攻、イスラエルとイスラム組織ハマスの衝突激化、また為替市場においては円安が進行するなど、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。ですが、宇宙業界においては、H3ロケット試験機2号機の打上げ成功や、小型月着陸実証機（SLIM）の月面着陸を受けた各種実証の成果が続きと報告される等、わが国における宇宙開発は、国際競争力の強化につながる取組・支援策が展開されております。一方で、2024年1月に発生した能登半島地震の被害や、国際情勢の緊張状態の高まりは、国民の生命・財産を守る様々な施策の推進をさらに加速させていく必要性があります。

このような状況の中、当社4機目の小型SAR衛星となる「StriX-3」の打上、ファーストライトの取得に成功しました。また、防衛装備庁が公告し、当社が一般競争入札を落札した、小型SAR衛星の機能等の向上に関する調査研究については契約を満了しました。

小型SAR衛星開発の費用増加等が重なり、この結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は、512,093千円、営業損失は355,170千円、経常損失は396,679千円、親会社株主に帰属する四半期純損失は398,025千円となっております。

なお、当社グループは衛星データ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績記載を省略しております。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は、339,931千円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(7) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、当社の従業員数に著しい増加又は減少はありません。

(8) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、当社の生産、受注及び販売の実績に著しい変動はありません。

(9) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備に著しい変動はありません。

(10) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第1四半期連結累計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。

(11) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第1四半期連結累計期間において、資本の財源及び資金の流動性についての分析に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

(1) 主要な販売・業務提携等に関する契約

該当事項はありません。

(2) 第三者割当による新株式の発行

当社は、2024年3月28日開催の取締役会において、第三者割当による種類株式の発行について決議いたしました。なお、本第三者割当による種類株式の発行は2023年8月7日開催の臨時株主総会において、承認可決されております。

(a) 第三者割当による新株式の発行の概要

払込期日	2024年4月12日	
発行新株式数	D種優先株式 22,437株	
発行価額	1株につき78千円	
調達資金の額	1,750,086千円	
発行価額のうち資本金組入額	1株あたり39千円 総額875,043千円	
発行価額のうち資本準備金組入額	1株あたり39千円 総額875,043千円	
募集又は割当方法（割当先）	第三者割当方式	
	みずほグロースパートナーズ1号投資事業有限責任組合	6,411株
	大和ハウスグループ投資事業有限責任組合	6,410株
	株式会社FEL	3,846株
	豊田合成株式会社	3,205株
	高橋直司	1,283株
	成毛眞	1,282株

(b) 調達する資金の用途

長期安定収益確保、生産性の向上に向けた衛星製造設備等の確保及び運転資金の確保を目的としております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	651,699
A種優先株式	86,200
B種優先株式	160,558
C1種優先株式	131,794
D種優先株式	89,749
計	1,120,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2024年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年6月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	100,000	100,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
A種優先株式	86,200	86,200	非上場	(注)1
B種優先株式	160,558	160,558	非上場	(注)1
C1種優先株式	131,794	131,794	非上場	(注)1
D種優先株式	16,669	89,749	非上場	(注)1
計	495,221	524,710	—	—

(注)1. 2024年4月12日、2024年4月25日、2024年6月10日を払込期日とするD種優先株式の第三者割当増資により、発行済株式総数が73,080株増加しております。

2. A種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式、D種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(残余財産の分配)

(1)当社は、残余財産を分配するときはD種優先株式を有する株主（以下「種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録質権者（以下「D種優先登録質権者」という。）に対し、D種優先株式1株につき金117,000円（但し、D種優先株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、D種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。）（以下「D種優先残余財産分配額」という。）を、C1種優先株式を有する株主（以下「C1種優先株主」という。）又はC1種優先株式の登録質権者（以下「C1種優先登録質権者」という。）に対し、C1種優先株式1株につき金117,000円（但し、C1種優先株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、C1種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。）（以下「C1種優先残余財産分配額」という。）を、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録質権者（以下「B種優先登録質権者」という。）に対し、B種優先株式1株につき金81,000円（但し、B種優先株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、B種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。）（以下「B種優先残余財産分配額」という。）を、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録質権者（以下「A種優先登録質権者」という。）に対し、A種優先株式1株につき金39,000円（但し、A種優先

株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、A種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。) (以下「A種優先残余財産分配額」という。)を、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、同順位で支払う。

(2) D種優先株主又はD種優先登録質権者に対してD種優先残余財産分配額の全額が支払われ、C1種優先株主又はC1種優先登録質権者に対してC1種優先残余財産分配額の全額が支払われ、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対してB種優先残余財産分配額の全額が支払われ、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対してA種優先残余財産分配額の全額が支払われた後に、なお残余財産がある場合には、普通株主及び普通登録質権者とともに、D種優先株主又はD種優先登録質権者には、D種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額に、D種優先転換比率(普通株式への転換)に定められる。)を乗じた額の残余財産を、C1種優先株主又はC1種優先登録質権者には、C1種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額に、C1種優先転換比率(普通株式への転換)に定められる。)を乗じた額の残余財産を、B種優先株主又はB種優先登録質権者には、B種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額に、B種優先転換比率(普通株式への転換)に定められる。)を乗じた額の残余財産を、A種優先株主又はA種優先登録質権者には、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額に、A種優先転換比率(普通株式への転換)に定められる。)を乗じた額の残余財産を、普通株主又は普通登録質権者と同順位で分配する。

(議決権)

- (1) A種優先株主は、当会社の株主総会においてA種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
- (2) B種優先株主は、当会社の株主総会においてB種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
- (3) C1種優先株主は、当会社の株主総会においてC1種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
- (4) D種優先株主は、当会社の株主総会においてD種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(株式の併合・分割、新株引受権等)

- (1) 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式及びD種優先株式ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- (2) 当会社は、株主に新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の、A種優先株主にはA種優先株式の、B種優先株主にはB種優先株式の、C1種優先株主にはC1種優先株式の、D種優先株主にはD種優先株式の、新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- (3) 当会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本条において同じ。)の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C1種優先株主にはC1種優先株式又はC1種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、D種優先株主にはD種優先株式又はD種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てをそれぞれ同時に同一割合で同一の条件にて行うものとする。

(会社分割・事業譲渡の際の取得請求権)

- (1) 当会社は、(i)吸収分割又は新設分割により当会社の主たる事業の全部もしくは実質的なすべてを他の会社に承継させた場合、又は(ii)当会社の主たる事業の全部もしくは実質的なすべてを第三者に譲渡した場合、A種優先株主、B種優先株主、C1種優先株主及びD種優先株主に対して、遅滞なくその旨を通知するものとし、A種優先株主、B種優先株主、C1種優先株主及びD種優先株主は当該通知を受領後30日以内(以下「償還請求期間」という。)に限り、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式又はD種優先株式の全部又は一部を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。なお、償還請求の効力は、償還請求期間の満了時に生じるものとする。
- (2) 前項に基づくA種優先株式の1株あたりの取得と引き換えに交付される金銭(以下「A種取得金額」という。)、B種優先株式の1株あたりの取得と引き換えに交付される金銭(以下「B種取得金額」という。)、C1種優先株式の1株あたりの取得と引き換えに交付される金銭(以下「C1種取得金額」という。)及びD種優先株

式の1株あたりの取得と引き換えに交付される金銭（以下「D種取得金額」という。）は、以下に定めるところによる。なお、計算上生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。

①前項(i)の吸収分割又は新設分割に際して吸収分割承継会社又は新設分割設立会社が当会社に交付する当該会社の株式及び金銭その他の財産の価額又は前項(ii)の事業の譲渡の対価として事業の譲受人が当会社に支払う金額（以下「分割等対価額」と総称する。）が、当該吸収分割もしくは新設分割又は当該事業譲渡の効力発生時点（以下「吸収分割等効力発生時点」という。）のA種優先残余財産分配額に吸収分割等効力発生時点の発行済A種優先株式（但し、自己株式を除く。以下同じ。）の数を乗じた金額（以下「A種優先残余財産分配総額」という。）と吸収分割等効力発生時点のB種優先残余財産分配額に吸収分割等効力発生時点の発行済B種優先株式（但し、自己株式を除く。以下同じ。）の数を乗じた金額（以下「B種優先残余財産分配総額」という。）と吸収分割等効力発生時点のC1種優先残余財産分配額に吸収分割等効力発生時点の発行済C1種優先株式（但し、自己株式を除く。以下同じ。）の数を乗じた金額（以下「C1種優先残余財産分配総額」という。）と吸収分割等効力発生時点のD種優先残余財産分配額に吸収分割等効力発生時点の発行済D種優先株式（但し、自己株式を除く。以下同じ。）の数を乗じた金額（以下「D種優先残余財産分配総額」という。）の合計額以下である場合、分割等対価額をA種優先残余財産分配総額、B種優先残余財産分配総額、C1種優先残余財産分配総額、D種優先残余財産分配総額で按分した後、当該按分後の各分割等対価額を各優先株式の発行済株式数（但し、自己株式を除く。）で除した金額をそれぞれA種取得金額、B種取得金額、C1種取得金額及びD種取得金額とする。

②分割等対価額が、A種優先残余財産分配総額とB種優先残余財産分配総額とC1種優先残余財産分配総額とD種優先残余財産分配総額の合計額を上回る場合、A種取得金額はA種優先残余財産分配額に、以下(a)の算式により算出される額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）を加えた金額とし、B種取得金額はB種優先残余財産分配額に以下(b)の算式により算出される額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）を加えた金額とし、C1種取得金額はC1種優先残余財産分配額に以下(c)の算式により算出される額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）を加えた金額とし、D種取得金額はD種優先残余財産分配額に以下(d)の算式により算出される額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）を加えた金額とする。

(a) A種優先株式の場合

分割等対価額－（A種優先残余財産分配総額＋B種優先残余財産分配総額＋C1種優先残余財産分配総額＋D種優先残余財産分配総額）

A種優先転換比率 ×
（（普通株式への転換）に定められる。）

吸収分割等効力発生時点での発行済普通株式の総数（自己株式を除く。）
＋吸収分割等効力発生時点での発行済A種優先株式の総数×A種優先転換比率
＋吸収分割等効力発生時点での発行済B種優先株式の総数×B種優先転換比率
＋吸収分割等効力発生時点での発行済C1種優先株式の総数×C1種優先転換比率
＋吸収分割等効力発生時点での発行済D種優先株式の総数×D種優先転換比率

(b) B種優先株式の場合

分割等対価額－（A種優先残余財産分配総額＋B種優先残余財産分配総額＋C1種優先残余財産分配総額＋D種優先残余財産分配総額）

B種優先転換比率 ×
（（普通株式への転換）に定められる。）

吸収分割等効力発生時点での発行済普通株式の総数（自己株式を除く。）
＋吸収分割等効力発生時点での発行済A種優先株式の総数×A種優先転換比率
＋吸収分割等効力発生時点での発行済B種優先株式の総数×B種優先転換比率
＋吸収分割等効力発生時点での発行済C1種優先株式の総数×C1種優先転換比率
＋吸収分割等効力発生時点での発行済D種優先株式の総数×D種優先転換比率

(c) C1種優先株式の場合

分割等対価額－（A種優先残余財産分配総額＋B種優先残余財産分配総額＋C1種優先残余財産分配総額＋D種優先残余財産分配総額）

C1種優先転換比率 × 吸収分割等効力発生時点での発行済普通株式の総数（自己株式を除く。）
（（普通株式への転換）に定められる。）
＋吸収分割等効力発生時点での発行済A種優先株式の総数×A種優先転換比率
＋吸収分割等効力発生時点での発行済B種優先株式の総数×B種優先転換比率
＋吸収分割等効力発生時点での発行済C1種優先株式の総数×C1種優先転換比率
＋吸収分割等効力発生時点での発行済D種優先株式の総数×D種優先転換比率

(d) D種優先株式の場合

分割等対価額－（A種優先残余財産分配総額＋B種優先残余財産分配総額＋C1種優先残余財産分配総額＋D種優先残余財産分配総額）

D種優先転換比率 × 吸収分割等効力発生時点での発行済普通株式の総数（自己株式を除く。）
（（普通株式への転換）に定められる。）
＋吸収分割等効力発生時点での発行済A種優先株式の総数×A種優先転換比率
＋吸収分割等効力発生時点での発行済B種優先株式の総数×B種優先転換比率
＋吸収分割等効力発生時点での発行済C1種優先株式の総数×C1種優先転換比率
＋吸収分割等効力発生時点での発行済D種優先株式の総数×D種優先転換比率

(3) 償還請求期間の満了日における分配可能額を超えて償還請求がなされた場合、分配可能額の範囲に相当する株式数についてのみ償還請求の効力が生ずるものとする。この場合に償還請求の効力が生ずる株式の数は、償還請求がなされた株式に対するA種優先残余財産分配総額、B種優先残余財産分配総額、C1種優先残余財産分配総額及びD種優先残余財産分配総額に応じて、各種類ごとの取得株式数を算出した上で（かかる按分計算により生じる1株未満の株式は切り捨て、償還請求の対象としない。）、当該算出したそれぞれの種類株式の数について、償還請求を行った各種類株主の保有する当該種類株式の数に応じて按分した数とする（なお、かかる按分計算により生じる1株未満の株式は切り捨て、償還請求の対象としない。）。

（合併、株式交換又は株式移転の場合の措置）

(1) 当会社は、当会社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、又は当会社が完全子会社となる株式交換もしくは共同株式移転をするときは、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、A種優先株式1株につきA種優先残余財産分配額に相当する額の存続会社、新設会社又は完全親会社の株式及び金銭その他の財産（以下「割当株式等」という。）が、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、B種優先株式1株につきB種優先残余財産分配額に相当する額の割当株式等が、C1種優先株主又はC1種優先登録質権者に対し、C1種優先株式1株につきC1種優先残余財産分配額に相当する額の割当株式等が、D種優先株主又はD種優先登録質権者に対し、D種優先株式1株につきD種優先残余財産分配額に相当する額の割当株式等が同順位で割当てられるようにする。

(2) A種優先株主又はA種優先登録質権者に対してA種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が割当てられ、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対してB種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が割当てられ、C1種優先株主又はC1種優先登録質権者に対してC1種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が割当てられ、D種優先株主又はD種優先登録質権者に対してD種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が割当てられた後に、なお当会社の株主に割当てられる割当株式等がある場合には、普通株主及び普通登録質権者とともに、A種優先株主又はA種優先登録質権者は、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、その時点におけるA種優先転換比率（（普通株式への転換）に定められる。）を乗じた額の割当株式等の割当てを、B種優先株主又はB種優先登録質権者は、B種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、その時点におけるB種優先転換比率（（普通株式への転換）に定められる。）を乗じた額の割当株式等の割当てを、C1種優先株主又はC1種優先登録質権者は、C1種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、その時点におけるC1種優先転換比率（（普通株式への転換）に定められる。）を乗じた額の割当株式等の割当てを、D種優先株主又はD種優先登録質権者は、D種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、その時点におけるD種優先転換比率（（普通株式への転換）に定められる。）を乗じた額の割当株式等の割当てを受ける。

(普通株式への転換)

A種優先株主は、2018年4月25日から、B種優先株主は、2019年3月28日から、C1種優先株主は、2021年8月13日から、D種優先株主は、2023年8月10日から、次に定める条件で、A種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式又はD種優先株式を当社が取得し、それと引換えに当社の普通株式を交付すること（以下「転換」という。）を請求することができる。

A種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式及びD種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

(1)取得と引換えに交付すべき普通株式数

A種優先株式1株の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の株式数（以下「A種優先転換比率」という。）、B種優先株式1株の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の株式数（以下「B種優先転換比率」という。）、C1種優先株式1株の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の株式数（以下「C1種優先転換比率」という。）、D種優先株式1株の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の株式数（以下「D種優先転換比率」という。）は各々次のとおりとする。ただし、かかる取得請求権の行使のために提出した各優先株式の払込金額の総額を当該優先株式の転換価額で除した数に1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

$$\text{A種優先転換比率} = \frac{\text{A種優先株主が取得請求のために提出したA種優先株式1株当たりの払込金額}}{\text{転換価額}}$$

$$\text{B種優先転換比率} = \frac{\text{B種優先株主が取得請求のために提出したB種優先株式1株当たりの払込金額}}{\text{転換価額}}$$

$$\text{C1種優先転換比率} = \frac{\text{C1種優先株主が取得請求のために提出したC1種優先株式1株当たりの払込金額}}{\text{転換価額}}$$

$$\text{D種優先転換比率} = \frac{\text{D種優先株主が取得請求のために提出したD種優先株式1株当たりの払込金額}}{\text{転換価額}}$$

(2)転換価額

当初の転換価額は、A種優先株式1株につき26,000円、B種優先株式1株につき54,000円、C1種優先株式1株につき74,200円、D種優先株式1株につき74,200円とする。

(3)転換価額の調整

(a)以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

(i)株式の分割、併合又は無償割当を行う場合、以下の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当社が保有する自己株式の数及び株式分割により当社の有する当社の株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{株式分割・併合・無償割当前発行済株式数}}{\text{株式分割・併合・無償割当後発行済株式数}}$$

調整後の転換価額は、株式分割、併合又は無償割当の効力発生日（割当のための基準日がある場合はその日）にこれを適用する。また、この場合A種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式、D種優先株式1株当たりの払込金額（A種優先株式について当初金26,000円、B種優先株式について当初金54,000円、C1種優先株式について当初金78,000円、D種優先株式について当初金78,000円）も、転換価額と同様に調整されるものとする。

(ii)調整前の転換価額を下回る金額をもって当社の株式を発行する場合（自己株式の処分を含む。以下同じ。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。なお、調整後の転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）以降これを適用する。また、「既発行株式数」とは、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の初日）の前日の発行済株式総数とし、潜在株式（新株予約権の行使の目

的である株式、又は取得条項付株式もしくは取得請求権付株式を取得するのと引換えに当該株主に対して交付する当会社の他の株式をいう。以下同じ。)は含まない。なお、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前転換価額}}) - \text{自己株式数}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

(iii) 普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下本条において同じ。)を、調整前の転換価額を下回る潜在株式等取得価額(普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。以下本条において同じ。)をもって、発行又は処分(潜在株式等を発行又は処分した後、当該潜在株式等の潜在株式等取得価額を、転換価額を下回る金額に変更することを含む。以下本条において同じ。)する場合、潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降、転換価額調整式に従って転換価額を調整する。この場合、転換価額調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たりの払込金額」とは、潜在株式等取得価額をそれぞれ意味するものとする。上記にかかわらず、本

(iii)が適用される潜在株式等の発行又は処分が上記(ii)にも該当する場合、当該潜在株式等の発行又は処分に関しては、上記(ii)又は本(iii)のうち、調整後の転換価額がより小さくなるもののみが適用されるものとする。

(iv) 当会社が存続会社となる合併、当会社が完全親会社となる株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)が行われる場合において、合併により消滅会社の株主に割当てられる当会社の株式又は株式交換もしくは株式移転により完全子会社の株主に割当てられる当会社の株式(以下「割当株式」という)1株あたりの価値(当会社の取締役会(当会社が取締役会非設置会社である場合は株主総会)において合理的に定められる額とする。)が調整前の転換価額を下回る場合、次の算式により計算される額を、調整後の転換価額とする。なお、当該割当株式が当会社の普通株式でない場合は全て普通株式に転換したとみなして計算する。調整後の転換価額は、合併等の効力発生日以降、これを適用する。また、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{割当株式1株当たりの価値}}{\text{調整前転換価額}}) - \text{自己株式数}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{割当株式数}}$$

(v) 上記(ii)の規定にかかわらず、2024年4月1日以降最初に発行(自己株式の処分を含む。)する当会社の種類株式(普通株式、A種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式及びD種優先株式を除く。)の払込金額又は処分金額がD種優先株式の調整前の転換価額を下回る場合には、かかる発行又は処分の払込期日(払込期間が設定される場合はその末日)を適用日として、かかる払込金額又は処分価額をもってC1種優先株式及びD種優先株式の調整後の転換価額とする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当会社はA種優先株主及びA種優先登録質権者、B種優先株主及びB種優先登録質権者、C1種優先株主及びC1種優先登録質権者、D種優先株主及びD種優先登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換価額の調整を適切に行うものとする。なお、本(b)に定める転換価額の調整については、当該種類の優先株式を保有する株主の過半数の議決権を有する株主の同意を要するものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式交付又は資本減少のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前(i)号のほか、当会社の発行済普通株式数(ただし、当会社が保有する当会社の普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 当会社の株式を取得することができる取得条項付株式又は取得請求権付株式の発行により転換価額の調整を行った場合において、当該株式の取得可能期間が終了したとき。ただし、当該株式全てが取得された場合を除く。

(iv) 当会社の株式を取得することができる新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

(c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(d) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差し引いた額とする。

(4) 転換価額の調整を行わない場合

本条第(3)項の定めに関わらず、以下に掲げる事由の場合には、転換価額の調整は行わない。

(a) ある種類の株式の取得と引換えに当会社の普通株式を発行もしくは処分するとき、又は新株予約権の行使により当会社の普通株式を発行もしくは処分するとき。

(b) 各種類の優先株式を保有する株主の過半数の議決権を有する株主が、調整を不要とすることにつき書面により同意したとき。

(c) 当会社又は当会社の子会社の取締役又は従業員に限り、インセンティブ目的で当会社の新株予約権を発行するとき。

(一斉取得)

(1) 当会社が株式上場する旨を取締役会において決議し、かつ、株式上場に関する主幹事証券会社からA種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式又はD種優先株式を取得すべき旨の要請を受けた場合には、当会社は取締役会決議によりA種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式又はD種優先株式の取得と引換えに普通株式を交付することができるものとする。交付すべき普通株式の内容、数その他条件については、(普通株式への転換)の定めを準用する。

(2) 種類株式の取得の時期に関する証券取引所又は日本証券業協会の取扱が変更された場合は、A種優先株主、B種優先株主、C1種優先株主及びD種優先株主は、本条に定める取得時期を、かかる取扱の変更に応じて変更することを当会社に請求することができる。

(株式の譲渡制限)

当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(種類株主総会の決議)

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第4回 新株予約権

決議年月日	2024年6月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 3 当社従業員 166 当社子会社従業員 5 (注)6
新株予約権の数(個)※	44,826 [44,285] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 44,826 [6,642,750] (注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	20,000 [134] (注)2
新株予約権の行使期間※	2026年6月10日から10年間
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 20,000 [134] 資本組入額 10,000 [67] (注)3、7
新株予約権の行使の条件※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

※新株予約権の発行時(2024年6月10日)における内容を記載しております。新株予約権の発行日から提出日の前月末現在(2024年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については新株予約権の発行日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は最近事業年度の末日現在は当社普通株式1株、提出日の前月末現在は当社普通株式150株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・合併の比率}$$

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数(自己株式を除く。)を無償割当て前の発行済普通株式総数(自己株式を除く。)で除した数を意味する。調整後の行使価額の適用時期は、株式の分割及び併合については「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の調整後の株式数の適用時期に準じ、無償割当てについては効力発生日(割当てのための基準日がある場合はその日)の翌日以降適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、当社が、時価を下回る1株あたりの払込金額で株式の発行又は処分(株式無償割当てを除く。また、潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)を行う

ときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味し、「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。

また、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり} \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済株式総数（当社が保有するものを除く。）を意味するものとする（但し、当該調整事由による株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される株式の数は算入しない。）。
 - ②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 4. 新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。
 - ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について以下に定める取得事由が発生していないこと。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (1)当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われた場合。
 - (2)当社の発行済株式総数の過半数の株式を同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）が保有することとなる、同時又は実質的に同時に行われる株式の譲渡にかかる書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合。
 - (3)当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合
 - (4)当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合。
 - (5)権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合。
 - ①当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
 - ②当社又は子会社の使用人
 - ③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
 - (6)次のいずれかに該当する事由が発生した場合

- ①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ②権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員、使用人、顧問、アドバイザー若しくはコンサルタントに就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く
 - ③権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - ⑨権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (7)権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
- ①権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ②権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
 - ③本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
 - ④権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - ⑤本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - ⑥1年間（各年の1月1日から12月31日まで）に行使される本新株予約権の権利行使価額の合計額は1200万円を超えないものとし、権利者はその範囲内でのみ割当新株予約権を行使できる。
 - ⑦その他本新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の目的である株式数に組織再編行為の比率を乗じた数を目的である株式数とする新株予約権の数をそれぞれ交付するものとする。「組織再編行為の比率」とは、組織再編行為において当社の普通株式1株に対して交付される再編対象会社の普通株式の数の割合を意味する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整し、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に

従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本注に準じて決定する。

6. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社役員3名、当社従業員162名、当社子会社従業員5名となっております。

7. 2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。なお「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、小数点以下を切り上げて記載しております。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年3月28日 (注) 1	—	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794 D種優先株式 16,669	—	100,000	△1,559,650	2,402,900

(注) 1 資本政策の機動性及び柔軟性を図る為、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替え、会社法第452条の規定にもとづき、振替えたその他資本剰余金のうち、全額を繰越利益剰余金に振替えることにより、欠損填補しております。

(注) 2 2024年4月12日を払込期日とする第三者割当による増資により、発行済株式総数がD種優先株式22,437株、資本金及び資本準備金がそれぞれ875,043千円増加しております。

(注) 3 2024年4月25日を払込期日とする第三者割当による増資により、発行済株式総数がD種優先株式7,052株、資本金及び資本準備金がそれぞれ275,028千円増加しております。

(注) 4 2024年6月10日を払込期日とする第三者割当による増資により、発行済株式総数がD種優先株式43,591株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,700,049千円増加しております。

(注) 5 2024年6月7日開催の取締役会決議に基づき、2024年6月12日付で株式取得請求権の行使を受けたことにより、すべてのA種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式及びD種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びB種優先株式は1株につき普通株式1株を交付、C1種優先株式及びD種優先株式は1株につき普通株式1.05株を交付しております。これにより、発行済株式総数が普通株式479,633株増加しております。

また、当社が取得した当該A種優先株式86,200株、B種優先株式160,558株、C1種優先株式131,794株及びD種優先株式89,749株について、2024年6月23日付で消却予定です。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794 D種優先株式 16,669	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794 D種優先株式 16,669	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	495,221	—	—
総株主の議決権	—	495,221	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

なお、当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期連結会計期間(2024年1月1日から2024年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2024年1月1日から2024年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、四半期連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報収集に努めるとともに、会計専門誌の購読及び専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーへ参加しております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間 (2024年3月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,453,245
売掛金及び契約資産	1,386,559
仕掛品	224,013
貯蔵品	265
その他	425,423
流動資産合計	5,489,507
固定資産	
有形固定資産	
観測衛星（純額）	2,147,993
建設仮勘定	3,719,713
その他（純額）	351,265
有形固定資産合計	6,218,971
無形固定資産	31,266
投資その他の資産	
長期未収入金	350,866
その他	180,841
貸倒引当金	△350,866
投資その他の資産合計	180,841
固定資産合計	6,431,078
資産合計	11,920,586

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間
(2024年3月31日)

負債の部	
流動負債	
短期借入金	※ 1,000,000
未払法人税等	1,312
契約負債	7,000
契約損失引当金	16,076
その他	474,097
流動負債合計	1,498,486
固定負債	
長期借入金	※ 2,450,000
固定負債合計	2,450,000
負債合計	3,948,486
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
新株式申込証拠金	499,980
資本剰余金	7,763,566
利益剰余金	△387,344
株主資本合計	7,976,202
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	△5,516
その他の包括利益累計額合計	△5,516
新株予約権	1,413
純資産合計	7,972,100
負債純資産合計	11,920,586

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
売上高	512,093
売上原価	200,935
売上総利益	311,158
販売費及び一般管理費	666,328
営業損失(△)	△355,170
営業外収益	
受取利息	24
受取出向料	300
為替差益	374
その他	188
営業外収益合計	887
営業外費用	
支払利息	39,031
支払手数料	3,365
営業外費用合計	42,396
経常損失(△)	△396,679
特別損失	
固定資産除却損	32
特別損失合計	32
税金等調整前四半期純損失(△)	△396,712
法人税、住民税及び事業税	1,312
法人税等合計	1,312
四半期純損失(△)	△398,025
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△398,025

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
四半期純損失(△)	△398,025
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△492
その他の包括利益合計	△492
四半期包括利益	△398,517
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	△398,517

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため複数の取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにタームローン契約を締結しております。なお、この契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間 (2024年3月31日)	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	2,000,000	千円
タームローンの総額	6,300,000	〃
借入実行残高	3,450,000	〃
差引額	4,850,000	千円

上記当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにタームローン契約には、各事業年度の純資産額及びキャッシュフローが一定金額以上であることを約する財務制限条項が付されております。当該条項に定める遵守義務に抵触した場合、同行からの請求により期限の利益を失い、直ちにこれを支払う義務を負っております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
減価償却費	26,100 千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2024年3月28日開催の定時株主総会決議により、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を1,559,650千円減少させ、同額をその他資本剰余金に振り替えております。また、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を1,559,650千円減少させ、同額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補を行っております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)

当社グループは、衛星データ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期連結累計期間(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)

当グループは、衛星データ事業のみを営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
画像データ販売	243,900
ソリューション	82,480
その他	185,713
顧客との契約から生じる収益	512,093
その他の収益	—
外部顧客への売上高	512,093

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	△803円73銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)(千円)	△398,025
普通株主(普通株主と同等の株主を含む)に帰属しない金額(千円)	—
普通株主(普通株主と同等の株主を含む)に係る親会社株主に帰属する四半期純損失(△)(千円)	△398,025
普通株主(普通株主と同等の株主を含む)の期中平均株式数(株)	495,221
(うちA種優先株式(株))	(86,200)
(うちB種優先株式(株))	(160,558)
(うちC1種優先株式(株))	(131,794)
(うちD種優先株式(株))	(16,669)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純損失の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純損失については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
2. 優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株式の発行①)

当社は、2024年4月11日開催の取締役会において、第三者割当による種類株式の発行について決議いたしました。なお、本第三者割当による種類株式の発行は2023年8月7日開催の臨時株主総会において、承認可決されております。

(a) 第三者割当による新株式の発行の概要

払込期日	2024年4月25日	
発行新株式数	D種優先株式 7,052株	
発行価額	1株につき78千円	
調達資金の額	550,056千円	
発行価額のうち資本金組入額	1株あたり39千円 総額275,028千円	
発行価額のうち資本準備金組入額	1株あたり39千円 総額275,028千円	
募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当方式	
	りそなキャピタル8号投資事業組合	3,847株
	トヨタ紡織株式会社	3,205株

(b) 調達する資金の用途

長期安定収益確保、生産性の向上に向けた衛星製造設備等の確保及び運転資金の確保を目的としております。

(第三者割当による新株式の発行②)

当社は、2024年5月22日開催の取締役会において、第三者割当による種類株式の発行について決議いたしました。なお、本第三者割当による種類株式の発行は2023年8月7日開催の臨時株主総会、2024年3月28日開催の定時株主総会、2024年6月7日開催の臨時株主総会において、承認可決されております。

(a) 第三者割当による新株式の発行の概要

払込期日	2024年6月10日	
発行新株式数	D種優先株式 43,591株	
発行価額	1株につき78千円	
調達資金の額	3,400,098千円	
発行価額のうち資本金組入額	1株あたり39千円 総額1,700,049千円	
発行価額のうち資本準備金組入額	1株あたり39千円 総額1,700,049千円	
募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当方式	
	SPエースタート1号投資事業有限責任組合	41,026株
	株式会社エースタート	2,565株

(b) 調達する資金の用途

長期安定収益確保、生産性の向上に向けた衛星製造設備等の確保及び運転資金の確保を目的としております。

(新株予約権の発行)

当社は、2024年6月7日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づき、当社の役員及び従業員並びに子会社の従業員に対し、第4回新株予約権を発行することを決議いたしました。

詳細につきましては「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況①ストックオプション制度の内容」に記載しております。

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2024年6月12日付で、株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式、D種優先株式全てにつき自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びB種優先株式は1株につき普通株式1株を交付、C1種優先株式及びD種優先株式は1株につき普通株式1.05株を交付しております。また、当社が取得した当該A種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式、D種優先株式について、2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月23日付で消却を予定しております。

なお、当社は、2024年6月7日開催の臨時株主総会により、2024年6月24日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

優先株式の普通株式への交換状況は以下の通りです。

1. 取得及び消却した株式数
 - A種優先株式 86,200株
 - B種優先株式 160,558株
 - C1種優先株式 131,794株
 - D種優先株式 89,749株
2. 交換により交付した普通株式数 普通株式 479,633株
3. 交付後の発行済普通株式数 579,633株

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2024年6月7日開催の取締役会決議に基づき、2024年6月24日付をもって株式分割を行い、2024年6月7日開催の臨時株主総会により、単元株制度の導入に関する定款の一部変更について決議しております。

1. 株式分割、単元株制度採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

①分割方法

2024年6月23日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき150株の割合をもって分割します。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 579,633株
今回の株式分割により増加する株式数 86,365,317株
株式分割後の発行済株式総数 86,944,950株
株式分割後の発行可能株式総数 168,000,000株

③株式分割の効力発生日

2024年6月24日

④1株当たり情報に与える影響

当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における(1株当たり情報)の数値は次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純損失(△)	△5円28銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 単元株制度の採用

2024年6月24日付で単元株制度を採用し、普通株式の単元株式を100株といたします。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年11月8日

株式会社Synspective
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

坂井知倫

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

有吉真哉

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社Synspectiveの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社Synspective及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2024年4月11日及び2024年5月22日開催の取締役会において、第三者割当による種類株式の発行について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸

表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上